

府子本第670号
令和2年6月19日

各 都道府県知事 殿

内閣総理大臣
(公印省略)

「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正について

平成28年7月20日付けで「平成28年度子ども・子育て支援交付金の交付について」（府子本第474号）を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり、一部改正し、令和2年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

子ども・子育て支援交付金交付要綱新旧対照表

改正後					現行						
別紙 子ども・子育て支援交付金交付要綱 第1条～第13条 (略)					別紙 子ども・子育て支援交付金交付要綱 第1条～第13条 (略)						
別紙					別紙						
1事業	2区分	3基準額		4対象経費	5負担割合	1事業	2区分	3基準額		4対象経費	5負担割合
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	国 1/3 〔 都道府県 1/3 〕 〔 市町村 1/3 〕
(略)	(略)	1 放課後児童健全育成事業 (略)		(略)		利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業	利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業	1 放課後児童健全育成事業 (1) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業(1支援の単位当たり日額) 11,000円 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)、平日において午前中から開所するための経費を補助 (2) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業(1支援の単位当たり日額) 21,000円 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)、平日において午前中から開所するための人材確保等に要する経費を補助 (3) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別支援事業(1支援の単位当たり日額) 36,000円 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)、支援の単位を新たに設けて運営するための経費を補助 ※ 当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児童の数が減少しても、放課後児童健全育成事業(特定分)の基準額を児童数に応じて減額しないこととする。 (4) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別人材確保支援事業(1支援の単位当たり日額) 26,000円 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)、支援の単位を新たに設けて運営するための人材確保等に要する経費を補助 ※ 当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児童の数が減少しても、放課後児童健全育成事業(特定分)の基準額を児童数に応じて減額しないこととする。		新型コロナウィルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業等の実施に必要な経費(飲食物費を除く。)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合	1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		2 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) (略)			仮事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	仮事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	(5) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入推進事業(1支援の単位当たり日額) 6,000円 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)、平日において午前中から障害児を受け入れる場合に、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助 (6) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり日額) 6,000円 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)、平日において午前中から障害児を3人以上受け入れる場合に、(5)に加えて、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助 (7) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時医療的ケア児受入強化推進事業(1支援の単位当たり日額) 12,000円 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)、平日において午前中から医療的ケア児を受け入れる場合に、必要な看護師等を配置するための経費を補助 (8) 新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業(1人当たり日額)500円 ※ 市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、放課後児童クラブを臨時休業させた場合等の日割り利用料について、市区町村が保護者へ返還した場合等の経費を補助		
		3 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業 (略)	(略)			2 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時利用支援加算(1人当たり日額) 6,400円 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等によりファミリー・サポート・センター事業を利用する場合において、利用料相当額を子どもの預かりの援助を行いたい会員に助成する場合に補助 ※ 1時間当たり利用料は800円を上限			
		4 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業 新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮した相談支援体制強化事業 500,000円 ※ テレビ電話を活用した相談支援や、オンライン会議による関係機関との連携・調整等を行うための通信機能を備えたタブレット端末等のICT機器の導入等の環境整備、その他、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した相談支援体制の構築・強化に資する取組を行うための経費を補助	国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3			3 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業 (令和元年度の対象経費の実支出額との合計) 500,000円 ※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり ※ 市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために必要な経費に限る。		国 10/10	
						(新設)			(新設)

改正後

現行

別紙様式1～8

(略)

(略)

別表1

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書

市町村名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他 の収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助	国庫補助
							基本額 ⑦ 円	所要額 ⑧ 円
I 特定分								
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
幼児保育事業								
事業費合計								
低所得者減分加算合計								
特定分 計								
II 一般分								
利用者支援事業								
基本型及び特定型								
母子保健型								
委託徴収に係る補正給付を行う事業								
日通忌、文通見守り(夜)、保育給付促進(保護者)								
調査材料費(施設等利用給付認定保護者)								
多様な事業者の参入促進・能力活用事業								
新規参入施設等への巡回支援								
認定子ども園特別支援教育・保育経費								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
定期入所生活援助事業								
夜間保護等事業								
引取家庭全戸訪問事業								
養育支援的訪問事業								
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
一般型、余給活用型及び居宅訪問型								
外観型Ⅰ及び外観型Ⅱ								
病児保育事業								
外観型Ⅰ及び外観型Ⅱ								
子育て援助活動支援事業								
一般分 計								
III その他分								
放課後児童健全育成事業								
一時預かり事業								
その他分 計								
合 計								

(記入上の注意)

- ①欄には、交付事業の別席の第9欄に定める基準額を記入すること。
- ②欄は③欄、④欄及び⑤欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄は、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄は、⑥欄の額に①/③を乗じて得た額(1,000円未満の端数は生じた場合は、これを切り捨てたものとする。)を記入すること。

改正後

別表1

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書

市町村名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他 の収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助	国庫補助
							基本額 ⑦ 円	所要額 ⑧ 円
I 特定分								
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
幼児保育事業								
事業費合計								
低所得者減分加算合計								
特定分 計								
II 一般分								
利用者支援事業								
基本型及び特定型								
母子保健型								
委託徴収に係る補正給付を行う事業								
日通忌、文通見守り(夜)、保育給付促進(保護者)								
調査材料費(施設等利用給付認定保護者)								
多様な事業者の参入促進・能力活用事業								
新規参入施設等への巡回支援								
認定子ども園特別支援教育・保育経費								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
定期入所生活援助事業								
夜間保護等事業								
引取家庭全戸訪問事業								
養育支援的訪問事業								
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
一般型、余給活用型及び居宅訪問型								
外観型Ⅰ及び外観型Ⅱ								
病児保育事業								
外観型Ⅰ及び外観型Ⅱ								
子育て援助活動支援事業								
一般分 計								
III その他分								
放課後児童健全育成事業								
一時預かり事業								
その他分 計								
合 計								

(記入上の注意)

- ①欄には、交付事業の別席の第9欄に定める基準額を記入すること。
- ②欄は③欄、④欄及び⑤欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄は、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄は、⑥欄の額に①/③を乗じて得た額(1,000円未満の端数は生じた場合は、これを切り捨てたものとする。)を記入すること。

別表1(別業)

事業名	総事業費 ①	寄付金その他 の収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧
IV-特別措置分(1)								
放課後児童健全育成事業								
子育て援助活動支援事業								
特別措置(1)分 計								1/3

(注)入上の注意)

- 特別措置分(1)表には、特別措置分のうち、1 放課後児童健全育成事業、及び 2 子育て援助活動支援事業(フミニー・サポート・センター事業)について記入すること。
- ⑤欄には、交付案書の別添の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

現行

事業名	総事業費 ①	寄付金その他 の収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧
IV-特別措置分(2)								
利用者支援事業								
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
乳児家庭全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
個別保育事業								
子育て援助活動支援事業								
特別措置分(2) 小計								10/10
特別措置分 小計								
総 合 計								

(注)入上の注意)

- 特別措置分(2)表には、特別措置分のうち、3 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、単身保育事業、及び子育て援助活動支援事業(フミニー・サポート・センター事業、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業)について記入すること。
- ⑤欄には、交付案書の別添の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に10/10を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 「特別措置分 小計」欄には、別表1(別業)の「特別措置分(1)」計「欄」の額を合計した額を記入すること。
- 「特別措置分 小計」欄には、別表1(別業)の「特別措置分(2)」計「欄」の額を合計した額を記入すること。
- 「総合計」欄には、別表1(別業)の「合計」欄と、別表1(別業)の「特別措置分 小計」欄の額を合計した額を記入すること。

別表1(別業)

事業名	総事業費 ①	寄付金その他 の収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧
IV-特別措置分(1)								
放課後児童健全育成事業								
子育て援助活動支援事業								
利用者支援事業								
地域子育て支援拠点事業								
特別措置(1)分 計								1/3

(注)入上の注意)

- 特別措置分(1)表には、特別措置分のうち、1 放課後児童健全育成事業、2 子育て援助活動支援事業(フミニー・サポート・センター事業) 及び 4 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業について記入すること。
- ⑤欄には、交付案書の別添の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

改正後

事業名	総事業費 ①	寄付金その他 の収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧
IV-特別措置分(2)								
利用者支援事業								
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
乳児家庭全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
個別保育事業								
子育て援助活動支援事業								
特別措置分(2) 小計								10/10
特別措置分 小計								
総 合 計								

(注)入上の注意)

- 特別措置分(2)表には、特別措置分のうち、3 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、単身保育事業、及び子育て援助活動支援事業(フミニー・サポート・センター事業、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業)について記入すること。
- ⑤欄には、交付案書の別添の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に10/10を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 「特別措置分 小計」欄には、別表1(別業)の「特別措置分(1)」計「欄」の額を合計した額を記入すること。
- 「総合計」欄には、別表1(別業)の「合計」欄と、別表1(別業)の「特別措置分 小計」欄の額を合計した額を記入すること。

改正後

1. 利用者支援事業～3. 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業

(略)

現行

(略)

現行

(新規)

改正後

別表2

4. 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業
新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮した相談支援体制強化事業

市町村名

事業名	①	事業所数	②	対象経費の支出予定額	③	国庫補助基準額	④
利用者支援事業			か所		円		円
地域子育て支援拠点事業							
合計 (か所)							

(記入上の注意)

- ②欄は、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業ごとの実施か所数を記入すること。
- ③欄は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮した相談支援体制強化事業の対象経費を記入すること。
- ④欄は、②に補助基準額(500,000円)を乗じた額を記入すること。

別表1(別業)

事業名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の要支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入済額	差引過不足額
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪(⑩-⑧)
IV 特別措置分(1)											
放課後児童健全育成事業											
子育て援助活動支援事業											
特別措置(1)分計											
IV 特別措置分(2)											
利用者支援事業											
延長保育事業											
放課後児童健全育成事業											
子育て短期支援事業											
乳児家庭全戸訪問事業											
養育支援訪問事業											
地域子育て支援拠点事業											
一時預かり事業											
児童発達支援事業											
子育て援助活動支援事業											
特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											
IV 特別措置分(1)分計											
IV 特別措置分(2)分計											

改正後

現行

1. 利用者支援事業～3. 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業

(略)

(略)

現行

(新規)

改正後

別表 2

4. 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業
新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮した相談支援体制強化事業

市町村名

事業所名	①	対象経費の実支出額 円	②	国庫補助基準額 円	③
○利用者支援事業					
1					
2					
3					
○地域子育て支援拠点事業					
1					
2					
3					
合計 (他所)					

(記入上の注意)

- ①欄は、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業ごとに事業所名を記入すること。
- ②欄は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮した相談支援体制強化事業の対象経費を記入すること。
- ③欄は、補助基準額(500,000円)を記入すること。